

第 20 回

高知県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成 27 年 2 月 27 日

高知県後期高齢者医療広域連合議会事務局

第20回 高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録
目 次

招集告示	1
議員席次	1
議事日程	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のために出席した者	3
議会事務局職員出席者	3
広域連合事務局職員出席者	3
開会の宣告	4
欠席議員の報告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
提出議案の上程及び提案理由説明	5
第1号議案の審議の宣告	6
事務局長の議案概要説明	7
第1号議案の質疑、討論、採決	7
第2号議案の審議の宣告	8
事務局長の議案概要説明	8
第2号議案の質疑、討論、採決	9
第3号議案の審議の宣告	9
事務局長の議案概要説明	9
第3号議案の質疑、討論、採決	10
第4号議案の審議の宣告	11
事務局長の議案概要説明	11
第4号議案の質疑、討論、採決	12
第5号議案の審議の宣告	13
事務局長の議案概要説明	13
第5号議案の質疑、討論、採決	14
第6号議案の審議の宣告	15
事務局長の議案概要説明	15
第6号議案の質疑、討論、採決	18
広域連合長の閉会挨拶	19
閉会の宣告	19

資 料

議案の送付について.....	21
議決一覧.....	22

招 集 告 示

高知県後期高齢者医療広域連合告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第101条第1項の規定に基づき、平成27年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第20回定例会を次のとおり招集する。

平成27年2月13日

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

記

- 1 日 時 平成27年2月27日（金）
午後2時
- 2 場 所 高知市本町4-1-32
こうち勤労センター
4階 研修室

議 員 席 次

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1 番 板原 啓文 君 | 2 番 岩崎 憲郎 君 | 3 番 塩田 始 君 |
| 4 番 尾原 進一 君 | 5 番 中田 勝利 君 | 6 番 山根 堂宏 君 |
| 7 番 木下 清 君 | 8 番 村田 秀作 君 | 9 番 朝倉 慧 君 |
| 10番 都築 正光 君 | | |

議事日程

平成27年2月27日 午後2時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 提出議案の提案理由説明
- 第4 第1号議案 高知県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例議案
- 第5 第2号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案
- 第6 第3号議案 平成26年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
- 第7 第4号議案 平成26年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第8 第5号議案 平成27年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第9 第6号議案 平成27年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

出席議員

2番 岩崎 憲郎 君 4番 尾原 進一 君 5番 中田 勝利 君
6番 山根 堂宏 君 7番 木下 清 君 8番 村田 秀作 君
9番 朝倉 慧 君 10番 都築 正光 君

欠席議員

1番 板原 啓文 君 3番 塩田 始 君

説明のために出席した者

広域連合長 岡崎 誠也 君
副広域連合長 有岡 正幹 君 橋詰 壽人 君
代表監査委員 吉本 雅史 君
会計管理者 佐竹 真紀 君
事務局長 山中 宗司 君

議会事務局職員出席者

事務局次長 松田 由紀 君
書記 小松 充 君 石川さとみ 君 多田 大祐 君

広域連合事務局職員出席者

事業課長 小川 幹夫 君
事業課課長補佐 村田 憲司 君 谷脇 昌子 君
事業課係長 公文 浩司 君

◎開会の宣告

○議長（山根堂宏君） ただいまより、平成27年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第20回定例会を開会し、直ちに、本日の会議を開きます。

午後1時56分 開会

◎欠席議員の報告

○議長（山根堂宏君） 最初に、欠席議員の報告を行います。

板原啓文議員及び塩田始議員から、本日欠席の届出がありましたので、ご報告をいたします。

◎議事日程の報告

○議長（山根堂宏君） それでは、議事日程の報告に移ります。これからの議事は、お手元に配布されております議事日程によりまして、進めてまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山根堂宏君） ご異議ないものと、認めます。

よって、これからの議事は、これにより進めることといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山根堂宏君） つづきまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、議会会議規則第89条の規定により、議長が指名をいたします。

会議録署名議員は、4番尾原進一議員、10番都築正光議員のお二人の方をお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（山根堂宏君） つづきまして、日程第2、会期の決定につきまして、議会会議規則第4条の規定により、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日、2月27日の1日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（山根堂宏君） ご異議ないものと認め、本日1日と決定いたしました。

◎提出議案の上程及び提案理由説明

○議長（山根堂宏君） それでは、これより、日程第3、提出議案の提案理由説明に入ります。

第1号議案から第6号議案までを一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

（岡崎広域連合長挙手）

○議長（山根堂宏君） 岡崎広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 議員の皆様方におかれましては、ご多用中のところ、第20回高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

議案の説明に先立ち、後期高齢者医療制度を含めた医療保険制度改革について、国の動向等を含めまして申し上げます。

本年1月13日に、社会保障制度改革推進本部において医療保険制度改革の骨子が決定されました。

この骨子では、国民皆保険を支える重要な基盤である国民健康保険の安定的な運営が可能となるよう、現在の市町村国保を都道府県を中心に広域化するとともに、新たな財政支援を強化することとなっております。

具体的には財政基盤を強化する低所得者対策として、平成27年度から保険者支援制度の拡充のために1,700億円の公費を新たに投入すること、平成29年度からは後期高齢者支援金への全面総報酬割の導入に伴い、不用となる国費を国民健康保険に優先的に活用して更に1,700億円を投入し、29年度以降は毎年3,400億円の公費を投入して財政基盤を拡充することとされています。

併せて、国民健康保険の運営のあり方については、平成30年度からは都道府県が財政運営責任を持つことなど、国保運営の中心的な役割を果たすことが法律に明記されることとなりました。

去る2月12日には、私も出席いたしました厚生労働省と地方3団体との間で、国民健康保険を平成30年度に都道府県に移管する改革案が了承されたところです。

都道府県が財政運営の責任を担い、市町村は引き続き保険料の徴収や健康づくりなど住民に身近な事業を担うこととなる予定です。

後期高齢者保険制度に関しては、保険料軽減措置として、現在最大9割軽減されているものを段階的に縮小し、平成29年度から原則的に本則に定める制度に戻すことも示されています。

これらの医療保険制度改革案については、今国会に関連法案が提出されることと

なっておりますので、今後の動向を注視してまいります。

当広域連合としましては、今後とも国の動向を十分に注視しながら、高齢者の方々が必要な医療を適切に受けられるよう、全国後期高齢者医療広域連合協議会等と連携して、国に対し積極的に意見を述べてまいります。

また、増大する医療費の動向を見据えて、引き続き医療費適正化に取り組むとともに、本年度に策定された保健事業実施計画に基づき、被保険者の健康づくりの推進にも取り組んでまいります。

それでは、以下、議案についてご説明を申し上げます。今回提案いたしました議案は、条例議案2件、予算議案4件であります。

第1号議案の後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例議案につきましては、国民の権利利益の保護の充実を図るため、行政手続法の一部を改正する法律の施行に併せて、広域連合の行政手続条例の一部を改正するものです。

第2号議案の後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案につきましては、制度の円滑な定着のための特例措置であります、所得の少ない被保険者の方々等に対する保険料の軽減措置の延長に必要な条例の改正を行うものです。

第3号議案の平成26年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれから200万円を減額し、総額を5,295万8千円とするものです。

第4号議案の平成26年度後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、保健事業費が当初より少なくなることが見込まれることなどから、歳入歳出それぞれ8,980万9千円を減額し、総額を1,354億1,455万円とするものです。

第5号議案の平成27年一般会計予算につきましては、当広域連合の総務部門に係る経費に関連する予算編成であり、当初予算の規模は対前年度当初比で247万6千円減の4,983万3千円となっております。

第6号議案の平成27年度後期高齢者医療特別会計予算につきましては、被保険者の医療費に係る保険給付に関連する予算編成であり、当初予算の規模は、現在の医療費の状況を基にした推計見込などから、対前年度当初比で35億3千万円増の1,361億9千万円となっております。

以上、提出いたしました議案につきまして、概要の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切なご決定をお願いいたします。

◎第1号議案の審議の宣告

○議長（山根堂宏君） どうもありがとうございました。

つづきまして、日程第4、第1号議案、高知県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例議案を審議いたします。

書記の朗読は省略いたします。

◎事務局長の概要説明

○議長（山根堂宏君） それでは、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。事務局は着席したままで、説明をお願いいたします。

（山中事務局長挙手）

○議長（山根堂宏君） 山中事務局長。

○事務局長（山中宗司君） それでは第 1 号議案、高知県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例議案についてご説明をいたします。

第 20 回定例会議案及び説明書の 1 ページ及び第 20 回定例会説明資料の 1 ページをお願いします。

処分や行政指導に関する手続きにつきまして、国民の権利利益の保護の充実を図るため、行政手続法の一部を改正する法律が公布され、平成 27 年度 4 月 1 日から施行される予定となっており、これに併せて、広域連合の行政手続条例の一部を改正するものです。

改正点は 3 点で、1 点目が行政指導の方式について、行政機関が行政指導をする際には、相手方に対して根拠となる法令の条項や理由等を示さなければならない。2 点目、行政指導がその要件を定めた法律の規定に違反する場合には、相手方は、その中止等の措置を求めることができる。3 点目、誰でも法令に違反する事実がある場合は、その是正のためになされるべき処分や行政指導を行うよう申し出ることができる、というもので、改正施行は平成 27 年 4 月 1 日の予定でございます。

以上です。

◎第 1 議案の質疑、討論、採決

○議長（山根堂宏君） それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山根堂宏君） 特に質疑がないようでございますので、これにて、質疑は終了いたします。

○議長（山根堂宏君） つづきまして、第 1 号議案について討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山根堂宏君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第1号議案、高知県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例議案を採決いたします。

第1号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（山根堂宏君） 挙手全員であります。

よって、第1号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第2号議案の審議の宣告

○議長（山根堂宏君） つづきまして、日程第5、第2号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案を審議いたします。

書記の朗読は省略いたします。

◎事務局長の概要説明

○議長（山根堂宏君） それでは、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（山中事務局長挙手）

○議長（山根堂宏君） 山中事務局長。

○事務局長（山中宗司君） 第2号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案についてご説明をいたします。

第20回定例会議案及び説明書の3ページ及び第20回定例会説明資料の13ページをお願いします。

後期高齢者医療制度臨時特例基金につきましては、法令で定められた7割軽減を9割軽減に拡充するなどの、所得の少ない被保険者、及び被用者保険の被扶養者であった被保険者に対して、特例措置により実施されております、保険料の軽減のために必要な財源として国から交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を積み立てるために設置されております基金でございます。

13ページの図では、網掛けの薄い色の部分でございますが、これは毎年国が単年度で軽減措置を行っておりますため、条例の附則第2条で定めている条例の設置期限を、国の軽減措置の延長措置に対応し、平成27年3月31日から、平成28年3月31日へ、1年間延長する改正を行うものでございます。

以上でございます。

◎第2議案の質疑、討論、採決

- 議長（山根堂宏君） これより質疑を行います。
質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（山根堂宏君） 特に質疑がないようでございますので、これにて、質疑は終了いたします。

- 議長（山根堂宏君） つづきまして、第2号議案について討論を行います。
討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

- 議長（山根堂宏君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。
これより、第2号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案を採決いたします。
第2号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 議長（山根堂宏君） 挙手全員であります。
よって、第2号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
-

◎第3号議案の審議の宣告

- 議長（山根堂宏君） つづきまして、日程第6、第3号議案、平成26年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算を審議いたします。
書記の朗読は、省略いたします。
-

◎事務局長の議案概要説明

- 議長（山根堂宏君） では、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（山中事務局長挙手）

○議長（山根堂宏君） 山中事務局長。

○事務局長（山中宗司君） 第3号議案、平成26年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算についてご説明いたします。

議案及び説明書の5ページをお願いいたします。

今回の一般会計の補正予算案は、歳入歳出それぞれ200万円を減額するもので、補正後の総額は、5,295万8千円となります。

次に14ページをお願いいたします。

歳出からご説明させていただきます。総務管理費の一般管理費ですが、総務課職員人件費の実績が、当初予算より少なくなる見込みとなったことによる、派遣職員に係る派遣元市町村への人件費負担金の減額で、200万円の減額となっています。

少し戻っていただいて11ページをお願いいたします。

歳入でございますが、市町村負担金の725万5千円の減額は、先ほどの人件費負担金の減額と、預金利子などのその他の収入が増額となったことから、主な財源でございます市町村負担金を減額するものです。

次に12ページをお願いします。

財政調整基金繰入金の264万8千円の増額は前年度の一般会計の剰余金を基金に積み立てておりましたものを全額取り崩して一般会計における事務費にあて、市町村負担金の軽減を図るものでございます。

次に13ページをお願いいたします。

諸収入の連合預金利子の260万7千円の増額は、普通預金及び定期預金の利息収入が見込まれることによるものです。

以上が、平成26年度一般会計補正予算の概要でございます。よろしくようお願いいたします。

◎第3号議案の質疑、討論、採決

○議長（山根堂宏君） これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山根堂宏君） 特に質疑がないようでございますので、質疑は終了いたします。

○議長（山根堂宏君） つづきまして、第3号議案について討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山根堂宏君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第3号議案、平成26年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算を採決いたします。

第3号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（山根堂宏君） 挙手全員であります。

よって、第3号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎第4号議案の審議の宣告

○議長（山根堂宏君） つづきまして、日程第7、第4号議案、平成26年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（山根堂宏君） 議案の概要につきましては、事務局に説明を求めます。

（山中事務局長挙手）

○議長（山根堂宏君） 山中事務局長。

○事務局長（山中宗司君） 第4号議案、平成26年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明いたします。

議案及び説明書の15ページをお願いいたします。

この補正予算は、第1条のとおり、歳入歳出それぞれ8,980万9千円を減額し1,354億1,455万円とするものでございます。

補正内容についてですが、26ページをお願いいたします。

まず、歳出についてご説明させていただきます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費の派遣職員人件費負担金の574万円の減額は、市町村から派遣されております事業課職員14名の人件費の実績見込みにより、市町村への負担金が減額となるものでございます。

2款の保険給付費について、訪問看護療養費について、在宅医療の推進等による訪問看護ステーションの増加などによりまして、当初見込みより増額が見込まれており、当初見込みから伸びが鈍化している療養給付費から、1,070万円を訪問看護療養費に組み替えを行うものでございます。

次に 27 ページをお願いします。

5 款の保健事業費につきましては、今年度から、健康診査受診券の全戸配布を実施しましたが、事前配布のために全被保険者の受診対象判定を行った結果、当初見込みの人数より少なくなったため不用となった委託料を減額すること、及び平成 26 年 10 月から肺炎球菌ワクチン接種事業が定期接種化されたことによりまして市町村への補助金が減額となり、1 億 214 万 6 千円の減額補正を行うものでございます。

28 ページをお願いします。

7 款の諸支出金は、全国共通の後期広域の標準システムの仕様によりまして、重複交付となっておりました過年度の 80 万円超過の高額医療費負担金等、国・県へ 8,299 千円ずつを返還するものです。

次に歳入についてご説明いたします。

少し戻っていただいて 21 ページをお願いします。

1 款、市町村支出金、1 項、市町村負担金、1 目、事務費負担金につきましては、後期高齢者医療の資格管理・賦課・給付業務を行います事業課職員 14 人の人件費が、実績見込から減額となることに伴いまして、財源であります市町村からの負担金を 574 万円減額するものでございます。

22 ページ、23 ページをお願いします。

国庫支出金・県支出金について、全国共通の後期広域の標準システムの仕様により公費分を重複して引きすぎていたことによる国・県からの追加交付について、それぞれ所要額を見込んでいます。療養給付費負担金につきましては国が 3/12、県が 1/12 で、国が 111 万 3 千円、県が 37 万 1 千円、高額医療費負担金につきましては国・県が 1/4 ずつで 601 万 4 千円を計上しております。

2 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金、1 目、調整交付金については、肺炎球菌ワクチン接種事業の定期接種化により 2,010 万円の減額を、2 目、保健事業費補助金については、受診券全戸配布のための国のガイドラインによる受診対象者数の減により 2,639 万円減額するものでございます。

24 ページをお願いします。

6 款、繰入金、1 項、基金繰入金、2 目、事業運営基金繰入金については、主に健診の受診対象者数の減によりまして健診委託料を 5,145 万 6 千円減額するものでございます。

25 ページをお願いします。

8 款、諸収入、3 項、3 目、雑入につきましては市町村の行いました健康増進事業の報告数値の誤りによりまして過大交付となった過年度の補助金 36 万 5 千円を返還するものでございます。

以上でございます。

◎第 4 号議案の質疑、討論、採決

○議長（山根堂宏君） これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山根堂宏君） 特に質疑がないようでございますので、質疑は終了いたします。

○議長（山根堂宏君） つづきまして、第4号議案について討論を行います。
討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山根堂宏君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。
これより、第4号議案、平成26年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。
第4号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（山根堂宏君） 挙手全員であります。
よって、第4号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎第5号議案の審議の宣告

○議長（山根堂宏君） つづきまして、日程第8、第5号議案、平成27年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を審議いたします。
書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（山根堂宏君） 議案の概要につきましては、事務局に説明を求めます。

（山中事務局長挙手）

○議長（山根堂宏君） 山中事務局長。

○事務局長（山中宗司君） 第5号議案、平成27年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について説明いたします。
議案及び説明書の29ページをお願いします。

平成 27 年度の当初予算は、第 1 条のとおり歳入歳出それぞれ 4,983 万 3 千円で、今年度より 247 万 6 千円の減額となっております。また、一時的に資金が不足した場合の一時借入金の限度額は、1 千万円としています。予算総額が減額となった主な要因は、今年度に行いました財務会計システムの機器更改に係るシステムの購入費及びレベルアップ作業費がすべて減となったことによるものでございます。

39 ページをお願いします。

歳出について主なものをご説明いたします。

1 款、1 項、1 目の議会費は、広域連合議会を開催するための経費で、83 万 4 千円を計上しています。

40 ページをお願いします。

2 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費は、事務局の総務部門を運営する経費であり、主なものは 19 節、負担金、補助及び交付金の事務局長及び総務課の職員合わせて 5 名分の、派遣元でございます県や市町村への人件費負担金が 3,500 万円、14 節、使用料及び賃借料の当広域連合事務所賃借料の 247 万 9 千円などです。

35 ページをお願いします。

歳入につきましては、そのほとんどを占めております 1 款、分担金及び負担金、1 項、1 目の市町村負担金は、事務局長及び総務課職員の人件費をはじめとした一般管理費や議会費を賄うための市町村からの負担金で 4,882 万円を見込んでおります。

平成 27 年度一般会計予算の説明は以上でございます。

◎第 5 号議案の質疑、討論、採決

○議長（山根堂宏君） これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山根堂宏君） 特に質疑はないようでございますので、質疑は終了いたします。

○議長（山根堂宏君） つづきまして、第 5 号議案について討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山根堂宏君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第 5 号議案、平成 27 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

を採決いたします。

第5号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（山根堂宏君） 挙手全員であります。

よって、第5号議案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎第6号議案の審議の宣告

○議長（山根堂宏君） つづきまして、日程第9、第6号議案、平成27年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を審議いたします。

書記の朗読は、省略いたします。

◎事務局長の議案概要説明

○議長（山根堂宏君） では議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。

（山中事務局長挙手）

○議長（山根堂宏君） 山中事務局長。

○事務局長（山中宗司君） 第6号議案、平成27年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

議案及び説明書の47ページをお願いいたします。

まず、歳入歳出の総額は、第1条のとおり、対前年度比2.66%、35億3千万円増の1,361億9千万円でございます。また、一時的に資金が不足した場合の一時借入金
の限度額は30億円としています。

歳入歳出予算の内容についてご説明させていただきます。まず、歳出からご説明
をさせていただきます。

63ページをお願いします。

1款、総務費につきましては、医療費の保険給付を行うための、被保険者の資格
管理、保険料賦課、給付などの事務的経費で、3億1,771万9千円を計上していま
す。主なものとしまして、12節、役務費の通信運搬費は、被保険者への医療費通知
や高額療養費などの支給決定通知の郵便料の経費として、3,407万6千円を、また、
レセプト点検に必要な、レセプトの画像処理の手数料として1,288万3千円、交通
事故など第三者が原因となって発生した医療費の求償事務に要する国保連合会への
手数料として1,890万7千円を計上しております。

13節、委託料は、被保険者の資格管理や保険料の賦課などの事務に使用しており

ます電算処理システム関係の経費としてシステムの運用及び機能強化の不具合への対応などの運用等委託料として2,824万2千円を、また、次のページとなりますが、電算処理システム及び機器などの保守等委託料2,196万8千円を計上しています。

次のレセプト点検等委託料は、医療機関からの診療報酬の請求内容や被保険者資格が適正かどうかの点検や、国の特別調整交付金の申請のために必要な結核・精神に係る該当レセプトの把握と抽出のための委託料で、4,331万4千円を計上しております。

65 ページをお願いします。

19 節の派遣職員人件費負担金は、事業部門の職員15名の派遣元市町村への人件費分として、9,750万円を計上しております。

66 ページをお願いします。

2 款、保険給付費、1 項、療養諸費につきましては、保険医療機関へ診療報酬を支払います療養給付費や、柔道整復やコルセットなどの現金給付のための療養費や、国保連合会への審査支払手数料などで、伸びが鈍化しているとはいえ1人あたり医療給付費が上昇していますことや医療保険事故対応への留保分など、前年度と比べ42億6,276万6千円増となる1,293億332万8千円を計上しております。

67 ページをお願いします。

2 項、1 目の高額療養費につきましては、1 ヶ月の自己負担が所得に応じた一定の限度額を超えた部分につきまして支給するもので、60億299万3千円を計上しております。2 目、高額介護合算療養費は、高齢者医療と介護保険の自己負担の合計が、一定の限度額を超えた部分につきまして支給するもので、1億2,666万4千円を計上しております。

3 項、その他医療給付費のうち、1 目、葬祭費は、1 件あたり3万円の支給をしております。2 億1,801万円を計上しております。2 目、その他医療給付費は、災害等により所得減少となった方の、一部負担金を減免した場合の一部負担金相当分について、88万6千円を計上しております。

68 ページをお願いします。

3 款、1 項、1 目の財政安定化基金拠出金、5,786万6千円は、保険料の収納不足や、予想を上回る給付の増大による財政赤字に対応するため、高知県に設置されています基金に、国、県、広域連合が保険給付費の0.044%をそれぞれ拠出するものでございます。

69 ページをお願いします。

4 款、1 項のうち、1 目の特別高額医療費共同事業拠出金3,706万8千円につきましては、1 件400万円を超える高額な医療費の発生による保険財政の悪化を避けるため、国保中央会が実施しております、全国の広域連合が共同で負担する仕組みでございます特別高額医療費共同事業に対する拠出金でございます。

70 ページをお願いします。

5 款保健事業費の1 項、1 目、健康診査費5,130万4千円は、被保険者の健康診査を市町村に委託して実施していただく経費と、国保連合会に委託しております医

療機関等への健診費用の支払事務等に要する経費でございます。

本県は、1人当たり医療費が平成24年度で全国第2位の高医療費県となっておりますことから、被保険者の健康づくりが非常に重要な課題となっております。被保険者へ受診を積極的に勧奨し、受診率の向上を図るため、本年度から、受診券を、対象者全員に配布することといたしましたが、国のガイドラインによる受診対象者判定の結果、対象外の方が多くなっておりますので、受診対象者を増やすよう、平成27年度から疑い病名による受診対象外の見直しを実施することや、各市町村担当者や保健師等と協議を行い対象者の基準の見直しを検討してまいります。

2目、健康増進事業費2,500万円は、市町村が行います健康教室や、人間ドック、はり、きゅうマッサージ施術助成など被保険者の健康増進事業に対する補助金でございます。これにつきましては昨年10月から肺炎球菌ワクチン接種が定期接種化されたことによりまして、事業対象から外されたため、各市町村で新たな事業を実施する予定にしており、被保険者の健康づくりを進めていくことといたしております。

71ページをお願いいたします。

6款、1項、1目、臨時特例基金積立金については、26年度までは国から受けた交付金を一度基金に積み立てて、必要な額を取り崩して活用する基金方式であったものが、27年度からは必要額を補助金で交付する補助金方式に見直されることになりましたので、臨時特例交付金を一度基金に積み立てることが不用となったため、預金利子のみの計上となっております。

次に歳入について主なもののご説明をさせていただきます。

議案及び説明書を戻っていただいて55ページをお願いします。

1款、市町村支出金のうち、1項、1目の事務費負担金3億1,189万8千円は、特別会計で支出しております人件費などの事務費を賄うための、市町村からの負担金です。

2目、保険料負担金98億3,163万9千円のうち、保険料負担金69億6,466万1千円は、市町村が徴収いたしました保険料を、広域連合へ納付するものでございます。

基盤安定負担金の28億6,697万8千円は、所得の低い方の保険料の軽減分として、市町村が県負担金と合わせまして広域連合へ納付するものでございます。

3目、療養給付費負担金は、自己負担割合が9割負担の方の保険給付費につきまして、市町村が負担する12分の1の、109億2,086万8千円を計上しております。

2款、国庫支出金、1項、国庫負担金のうち、1目、療養給付費負担金327億6,260万6千円は、対象給付費に対し、国が負担する12分の3を計上しております。

2目、高額医療費負担金は、レセプト1件あたり80万円を超える医療費につきまして、その4分の1ずつを国及び県が負担するもので、国の負担金分としまして、5億1,302万8千円を計上しております。

次に、2項、国庫補助金、1目、調整交付金のうち、広域連合間の所得格差による保険料への影響を緩和するための普通調整交付金を、124億8,561万3千円計上しております。また、特別調整交付金につきまして、結核・精神関係の給付費が、保

険給付費に占める割合が高い場合などに交付されることとなっており、5億2,641万8千円を計上しております。

5目、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金7億2,325万9千円は、制度の円滑な運営のための保険料軽減対策の財源として国から交付されるものでございます。これについては27年度より基金事業から補助事業に組み代わり、27年度は基金残高を除いた額が交付されるため減額となっております。

57ページをお願いします。

3款、県支出金、1項、県負担金、1目、療養給付費負担金は、対象給付費の12分の1の109億2,086万8千円を、また、2目、高額医療費負担金は、国庫負担金と同額の5億1,302万8千円を計上しております。

58ページをお願いします。

4款、1項、支払基金交付金の、1目、後期高齢者交付金の551億1,902万2千円は、国保などの医療保険者が拠出したしました後期高齢者支援金を、社会保険診療報酬支払基金を通じ、交付を受けるものでございます。

59ページをお願いします。

5款、特別高額医療費共同事業交付金の2,567万9千円は、レセプト1件あたり400万円を超える医療費の発生による財政負担の軽減を図るために、国保中央会から交付を受けるものです。

60ページをお願いします。

6款、1項、基金繰入金、1目、臨時特例基金繰入金につきましては、所得の低い方や被用者保険の被扶養者であった方の保険料の9割軽減等の特例措置分でございますが、平成27年度より基金事業から補助事業に組み代わることになり、27年度は基金残高のみを取り崩すために減額となっております。また2目、事業運営基金繰入金10億7,537万8千円につきましては、現在の第4期保険料を据え置くための財源とするために基金から繰り入れるものでございます。

62ページをお願いします。

8款、諸収入、3項、雑入、1目、第三者納付金の2億1,881万7千円は、交通事故など第三者による怪我の治療などに要した医療費について損害賠償請求権に係る納付金を計上しています。

以上で、平成27年度後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

◎第6号議案の質疑、討論、採決

○議長（山根堂宏君） これより質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山根堂宏君） 質疑がないようでございますので、質疑は終了いたします。

○議長（山根堂宏君） つづきまして、第6号議案について討論を行います。
討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（山根堂宏君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。

これより、第6号議案、平成27年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

第6号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（山根堂宏君） 挙手全員であります。

よって、第6号議案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎広域連合長の閉会挨拶

○議長（山根堂宏君） 以上をもちまして、本定例会の議事はすべて終了いたしました。

（岡崎広域連合長挙手）

○議長（山根堂宏君） 岡崎広域連合長。

○広域連合長（岡崎誠也君） 本日は、議員の皆様方におかれましては、年度末を控えご多用のなか、お集まりをいただき、熱心にご審議を賜り、誠にありがとうございました。

後期高齢者医療制度につきましては、今回の医療制度改革では現行制度を調整しながら進んでいくことになろうかと思いますが、今後、増大し続けている医療費に対応していくことなどが重い課題になってまいります。

高齢者の方々が引き続き適切な医療が受けられ、安心して生活ができる社会が実現されるように、国等関係機関の動向を注視してまいりますので、議員の皆様方の今後とものご支援をお願い申し上げます。

寒さも少しゆるんでまいりましたが季節の変わり目でございますので、皆様におかれましては、健康にご留意され、益々ご活躍されますことをご祈念申し上げます。閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（山根堂宏君） これをもちまして、平成27年2月高知県後期高齢者医療広域
連合議会第20回定例会を閉会いたします。

議事運営にご協力を賜り、まことにありがとうございました。

午後2時41分 閉会

資 料

26 高後広第 874 号
平成 27 年 1 月 30 日

高知県後期高齢者医療広域連合議会
議長 山根 堂宏 様

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

議案の送付について

平成27年2月高知県後期高齢者医療広域連合議会第20回定例会に提出するため、下記の議案について説明書を添えて送付します。

記

- 第 1 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例議案
- 第 2 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 3 号議案 平成26年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
- 第 4 号議案 平成26年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 5 号議案 平成27年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第 6 号議案 平成27年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

平成 27 年 2 月高知県後期高齢者医療広域連合議会
第 20 回定例会 議決の結果

議案番号等	件 名	議決内容
第 1 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例議案	原案可決
第 2 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案	原案可決
第 3 号議案	平成 26 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算	原案可決
第 4 号議案	平成 26 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算	原案可決
第 5 号議案	平成 27 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	原案可決
第 6 号議案	平成 27 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	原案可決

地方自治法第292条において準用する同法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

